

非公募による指定管理者の選考について

令和5年度に実施する福岡市海づり公園に係る指定管理者の選考の方法について、意見を伺うもの。

福岡市海づり公園に係る指定管理者の選考を、非公募で行うものとする。

1 理由

福岡市海づり公園の管理運営について、施設利用者への市民サービス向上と運営経費の節減を目的とする指定管理者制度の目的に沿い、かつ管理業務を円滑に実施できる法人、団体等は、以下の理由により福岡市漁業協同組合（以下「市漁協」という。）以外にないと思慮できるため、「福岡市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する要綱」第3条第1項第4号に基づき、非公募とするもの。

(1) 福岡市海づり公園の運営については、施設付近の生息魚種やその生態、潮流等に精通しているスタッフを確保する必要がある。

市漁協の地元組合員は、施設周辺海域での漁業権を有しており、長年漁業を営んでいる経験に基づいた知識を持っていることから、他のどの団体よりも効果的な市民サービスの提供が可能であること。

(2) 福岡市漁協は、平成25年度から継続して指定管理業務を円滑に実施しており、運営ノウハウが蓄積されている唯一の団体であること。

(3) 福岡市漁協組合員は、地元在住の市民で組織されているため、現地での職員雇用ができ、また、地域との共同イベント開催等、施設の有効活用により、施設周辺地域を含めた活性化が期待できること。

【参考資料1】 福岡市海づり公園の概要

【参考資料2】 福岡市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する要綱

【参考資料3】 指定管理者の指定の手続に関するガイドライン（抜粋）

福岡市海づり公園の概要

1 海づり公園の概要

(1) 設置目的

「安全で快適な海釣りの場」や「海の魅力や楽しさに触れ合える場」、「漁業への理解を深める場」を提供し、市民の余暇の活用及び心身の発達に寄与することを目的とし、昭和60年4月に開設。

(2) 施設について

T字型釣り桟橋（延長350m）、管理所、釣堀、売店、駐車場

2 海づり公園の運営体制について

公の施設の管理について、民間の能力を活用しつつ、経費の削減等のみならず、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応することを目的として、指定管理者制度を平成18年度より導入している。

(1) 指定の相手方

指定期間	指定の相手方及び指定方法
平成18年度 から 平成20年度 平成21年度 から 平成23年度	本市の出資法人である財団法人福岡市海づり公園管理協会に対し、指定期間を3年間として、非公募での指定を行った。
平成24年度	地方自治法の改正及び福岡市第2次外郭団体改革実行計画により、財団法人福岡市海づり公園管理協会が「抜本的にあり方を検討する団体」に指定されたため、今後の海づり公園の管理運営のあり方の検討や組織づくり等の準備期間として、指定期間を1年間に限定し、協会に対し非公募での指定を行った。
平成25年度 から 平成27年度 平成28年度 から 令和2年度 令和3年度 から 令和5年度	福岡市漁業協同組合に対し非公募での指定を行った。

(2) 次期指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

《過去5年間の利用者数・料金収入》

（単位：人、円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
釣台利用	利用者数	57,824	56,354	43,305	33,065	42,358
	料金収入	44,495,950	43,257,825	31,441,550	25,149,650	32,074,500
入園のみ	利用者数	5,880	5,554	3,419	2,322	3,280
	料金収入	1,009,070	957,990	602,300	406,600	567,160
合計	利用者数	63,624	61,908	46,724	35,387	45,638
	料金収入	45,505,020	44,215,815	32,043,850	25,556,250	32,641,660

駐車場利用	利用台数	32,408	29,098	22,430	19,181	24,863
	料金収入	8,564,500	7,674,000	5,858,650	4,883,900	6,552,800
料金収入合計		54,067,520	51,889,815	37,902,500	30,440,150	39,194,460

福岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条に定める公の施設について、指定管理者の指定の手続等に関して条例、規則等で規定すべき事項その他の基本的な考え方を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱の対象となる施設は、公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせようとする施設とする。

(指定管理者の公募)

第3条 施設所管局は、指定管理者の指定に当たっては、候補者の公募を行うものとする。ただし、次の場合には、公募によらないことができる。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用による長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置し、設置後一定の期間指定管理者の役割を担うべき者が当該契約により限定されている場合
 - (2) 公の施設を民間施設の中に又はこれに接続して設ける場合であって、当該民間施設の管理と一体的に公の施設を管理することが、施設の構造上又は経済的観点から明らかに合理的なとき。
 - (3) 施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
 - (4) その他特別な事情があると市長が認める場合
- 2 施設所管局は、前項ただし書きの規定を適用する場合は、あらかじめ総務企画局及び財政局と協議しなければならない。
- 3 公募は、市公報に掲載して行うとともに、市政だより、本市ホームページのほか、新聞等広く頒布されている媒体を用いて案内を行い、募集期間は、原則として2か月程度（最低でも1か月以上）とする。
- 4 施設所管局は、公募に当たって次の事項を示さなければならない。
- (1) 公の施設の名称及び所在地
 - (2) 指定の期間
 - (3) 管理の範囲
 - (4) 管理の基準
 - (5) 申請を行おうとする法人若しくは団体（以下「申請団体」という。）又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格
 - (6) 指定管理者の候補者の選考に係る審査の方法及び基準
 - (7) 管理の対価の支払方法

- (8) 費用負担しなければならない危険負担の範囲
- (9) 申請の受付期間及び提出先
- (10) その他必要な事項

5 施設所管局は、申請団体による事業計画の策定に資するために、公募を開始した日から募集期間が終了するまでの間、公の施設の内容、従前の管理に係る事業報告書及び収支決算書を常時閲覧できるようにしておかなければならない。

(指定の期間)

第4条 指定管理者の指定の期間は、原則5年を超えない期間とする。ただし、PFI法の適用を受けて実施する事業であって、長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置する場合、その他5年を超える期間とすることに合理的な事由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、公募手続を経た結果、同一団体を再度指定することを妨げるものではない。

(業務の範囲)

第5条 第3条第4項第3号に規定する管理の範囲には、次の内容を含むものとする。

- (1) 施設の設置目的及び期待する成果
- (2) 施設の物理的範囲
- (3) 施設の管理及びあわせて提供すべきサービスの内容
- (4) 管理に関し指定管理者が費用を負担しなければならない範囲
- (5) 施設利用許可の権限の有無
- (6) 利用料金制を採用する場合は、その旨

(管理の基準)

第6条 第3条第4項第4号に規定する管理の基準には、次の内容を含むものとする。

- (1) 開館時間
- (2) 休館日
- (3) 使用料
- (4) 使用料の納入、減免等の手続
- (5) 利用料金制の対象とする施設にあつては、利用料金の収入を指定管理者の収入とする旨及び利用料金を定めるに当たっての手続の概要
- (6) 管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱い
- (7) 利用者の使用を制限するときの要件
- (8) 成果指標を設定する場合は、その値及びその達成状況を評価する際の基準
- (9) 管理に関し本市が負担する金額の上限

2 指定管理者の公募にあたり前項第9号にかかる事項を示すに当たっては、事前に財政局と協議しなければならない。

(指定の申請)

第7条 施設所管局は、応募者が指定の申請を行うに当たっては、次の事項を記載した申請書を提出させるものとする。

(1) 申請団体の主たる事務所の所在地、団体名及び代表者の氏名

(2) 指定を受けようとする公の施設の名称

(3) 申請の意思を表す文言

2 前項の申請書には、次の書類のうち必要なものを添付させるものとする。

(1) 管理に関する事業計画書

(2) 管理に関する収支予算書

(3) 管理に従事する者の配置及び勤務体制に関する書類

(4) 申請団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(5) 申請団体が法人である場合にあっては、当該法人の登記簿謄本

(6) 申請団体の全ての事業に係る申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書

(7) 申請団体の役員名簿及び従業員数を示した書類

(8) その他申請団体の活動実績に関する書類

(9) 指定管理者又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格を有することの証明書

(10) その他指定管理者を選定するに当たって必要なもの

(事業計画書)

第8条 前条第2項第1号の事業計画書には、次の内容を含むものとする。

(1) 管理の内容

(2) 管理の実施に関し市に負担を求める金額

(3) 管理の成果を示す指標及び達成のための取組

(4) 管理を遂行するに当たっての人員計画及び要員確保策

(指定管理者の選定)

第9条 施設所管局は、第7条第1項の申請書が提出されたときは、あらかじめ定めた期日までに、指定管理者の候補者の選定を行わなければならない。

2 施設所管局は、指定管理者の候補者の選定に当たっては、次の事項に適合するかどうかを審査するものとする。

(1) 第7条第2項各号に掲げる書類（以下「事業計画書等」という。）の内容が、住民の正当かつ平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書等による管理を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に実施するために必要な能力が十分であること。

3 施設所管局は、指定管理者を公募する場合は、その候補者の選定等の参考となる意見を収集

するための機関を設けるものとする。

4 施設所管局は、申請者に対して、選定の結果を示さなければならない。

5 施設所管局は、指定管理者の指定に当たっては、原則として、指定管理者に管理を行わせようとする期間の初日の3か月以上前に招集される議会までに指定管理者の指定に係る議案を提出しなければならない。

(指定の取消し及び業務の停止)

第10条 施設所管局は、施設の設置目的及び事業計画に則った適正な施設の管理が行われていないと判断するときは、指定管理者に改善項目及び改善策を指示するものとし、さらに指定管理者がその指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

2 施設所管局は、前項に定める場合のほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続させることが適切でないと認めるときは、期間を定めて管理の全部又は一部の停止を命じることができる。

3 前2項に規定する内容は、第13条の規定に基づく協定に盛り込むものとする。

(指定管理者の指定等の公表)

第11条 施設所管局は、指定管理者の指定をしたとき及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(適正な管理の確保)

第12条 施設所管局は、法第244条の2第7項の規定により指定管理者が提出することとされている事業報告書等において、次の事項の記載を求めなければならない。

(1) 管理の実施状況及び施設の利用状況

(2) 使用料の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項

2 施設所管局は、指定管理者の指定を取り消したときは、取消しの日の前日までの管理について前項に定める事業報告書等の提出を求めなければならない。

3 第1項第4号に掲げる事項は、次条の規定に基づく協定においてあらかじめ定めるものとする。

4 施設所管局は、指定管理者に対し、管理及び経理の状況について定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うものとする。

5 施設所管局は、指定管理者の原状回復義務、損害賠償義務、秘密保持義務及び福岡市行政手続条例(平成7年福岡市条例第56号)に基づく義務について、次条の規定に基づく協定において必要な内容を定めなければならない。

(本市と指定管理者の協議により定める事項)

第13条 指定管理者が行う管理の内容、指定管理者に支出する管理に要する費用の額その他の指

定管理者の権利義務に関する事項は、本市と指定管理者の協議により年度ごとに定め、その内容を記載した協定を締結しなければならない。

- 2 PFI法の適用を受けて実施する事業であって、長期契約を前提とした事業方式等による場合にあっては、PFI法に基づき作成される協定を前項の協定とみなす。

附 則

この要綱は、平成16年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

指定管理者の指定の手続に関するガイドライン（抜粋）

6 非公募の場合

以下のような場合には、例外的に非公募により選定することができる。以下の（２）～（４）により非公募で選定を行う場合は、事前に総務企画局（組織定数課）及び財政局（財政調整課）に協議したうえで、第三者（選定委員会や評価委員会など）の意見を聞き、決定すること。また、決定段階で、総務企画局（組織定数課）の合議を行うこと（要綱第3条第1項、第2項）。

- （１） PFI法の活用による長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置し、設置後一定の期間指定管理者の役割を担うべき者が当該契約により限定されている場合
- （２） 公の施設を民間施設の中に又はこれに接続して設ける場合であって、当該民間施設の管理と一体的に公の施設を管理することが、施設の構造上又は経済的観点から明らかに合理的なとき。
- （３） 施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
- （４） その他特別な事情があると市長が認める場合

（注）（４）について

「その他特別な事情があると市長が認める場合」の例として、

- ・ 本市の施策推進の観点から特定の団体に管理を委ねる必要がある場合
- ・ （外郭）団体設立の経緯から当該団体に管理を委ねる必要がある場合
- ・ （外郭）団体の役割見直し等の観点から、当該団体を活用しながら段階的に公募等の方針を決めていく場合
- ・ 施設の目的に照らし、確実な運営を確保する観点から特定の団体に管理を委ねる必要がある場合

・ 立地、施設の性格、施設設置の経緯に照らし、地元の団体に管理を委ねる場合などが考えられる。

このような場合については、

- ・ 公の施設の設置の目的や設置の経緯
- ・ 建物の状態など公の施設の構造物としての側面
- ・ 高度の専門性の要否
- ・ 利用状況
- ・ 指定管理者となりうる団体の有無
- ・ 管理実績や利用者の満足度など現在の管理者と利用者の関係
- ・ 施設運営の効率性やサービス向上に関する要請の度合いなどの点を総合的に勘案し、公募を行わないことが適当であるかについての判断を行うこと。